



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	農地移動における経済合理性と賃貸借展開の要因：北海道水田を対象として
Author(s)	芦田, 敏文
Citation	農業経営研究, 25, 1-26
Issue Date	1999-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/36543
Type	departmental bulletin paper
File Information	25_1-26.pdf



農地移動における経済合理性と賃貸借展開の要因

ー北海道水田を対象としてー

芦田 敏文

1. 課題と方法
2. 農地移動における経済合理性の検証
 - 1) 農地市場の展開と画期
 - 2) 農地移動形態の選択における経済合理性の検証
3. 地域における農地移動の現状と賃貸借展開の要因ー当麻町を事例にー
 - 1) 事例としての位置づけ
 - 2) 地域農業の概要
 - 3) 地域における農地移動の現状
 - 4) 地域における賃貸借展開の要因
4. 総括と展望

1. 課題と方法

農業基本法の目標であった稲作の「自立経営」の育成は失敗したという評価が日本全体としては一般的であるが、北海道においては、基本法農政の優等生といわれるように農業構造は変貌を遂げ、北海道は都府県と比べて相対的に専業・大規模農家中心の農業構造を達成している。この北海道の構造変化の展開過程は、農業労働力流出によって生じた離農跡地の購入による専業化・規模拡大の過程であった。基本法制定以降、北海道の水田農地移動面積は年々増加してきたが、73年を境に減少に転じ、70年代末にはピーク時の約半分の水準まで減少した。

しかし、80年代から北海道の水田農地移動面積は再び増加に転じる。これは、農地法改正、農用地利用増進法（以下増進法）制定等、政策によって賃貸借による農地流動化が誘導され、その結果賃貸権設定面積が急激に増加したことが大きい。その後現在に至るまで賃貸借による農地移動はさらに増加の一端を辿ってお

り、現在北海道の水田農地移動は賃貸借形態を中心に展開しているといえる。

北海道の水田農地移動の賃貸借展開が進む状況の中で、80年代に入って水田地価は上昇から下落に転じ、現在に至っている。既存研究（大沼[7]）では、高地価の下においては水田地価に対して相対的に小作料水準が低位にあり、受け手農家にとって賃貸借形態による拡大行動が経済的に有利であったため、賃貸借展開が進んだとされている。ここで、以下のような仮説を考える。水田地価の下落傾向によって、小作料水準の動向と比較する必要があるが、現在受け手農家にとって賃貸借形態よりも売買形態による拡大行動が経済的に有利になっている可能性が考えられる。この仮説を検証することを本論文の第1の課題とする。

その場合、受け手農家の売買による拡大行動を制限し、農地移動が賃貸借展開を続ける何らかの要因が働いていると考えられる。その賃貸借展開の要因を明らかにすることを本論文の第2の課題とする。

さらに第1、第2の課題を踏まえて農地移動の動向を規定する要因を把握する観点を整理することが本論文の課題である。

2. では第1の課題を検討する。まず北海道の水田農地移動が賃貸借展開している現状を明確に示した上で、仮説の検証を行う。具体的には、北海道における稲作収益性、水田地価、小作料の3指標を用いて受け手農家の規模拡大時における単位あたり平均稲作余剰を賃貸借の場合と売買の場合についてそれぞれ求め、その比較を時系列で行うことによって検証を行う。

3. では2. の検証結果を踏まえて、第2の課題を検討する。具体的には、仮説の状況が生じている典型地域として、水田農地移動が賃貸借展開をしている地域でありながら小作料の地価利回りが高い地域を選定し、地域農業構造、地域における農地移動の実態を分析することによって2. で析出することができない賃貸借展開の要因を検討する。事例地域は北海道上川支庁・当麻町とする。

4. では、2., 3. の検討を踏まえて農地移動の動向を規定する要因を把握する観点を整理し、地域における農地市場の問題点と展望を述べる。

2. 農地移動における経済合理性の検証(註1)

1) 農地市場の展開と画期

課題の前提となる北海道の水田農地移動の賃貸借展開を示すため、北海道の水田農地移動の歴史的動向について整理する。同時に、水田農地移動の動向の説明変数として稲作収益性・水田地価・小作料の3指標の歴史的動向についても整

理し、農地市場の画期区分を行う。

(1) 農地市場の展開

まず、農地移動の動向について述べる。図 2-1 に北海道における水田農地移動面積の推移を農地移動率と賃貸借比率で示して農地移動量と農地移動形態の変化を示した。70 年代に入ると売買移動は量的にも、農地移動に占める比率としても大幅に縮小する。それに代わって賃借権設定面積が徐々に増加し、現在の水田農地移動の形態は賃貸借中心になっている。

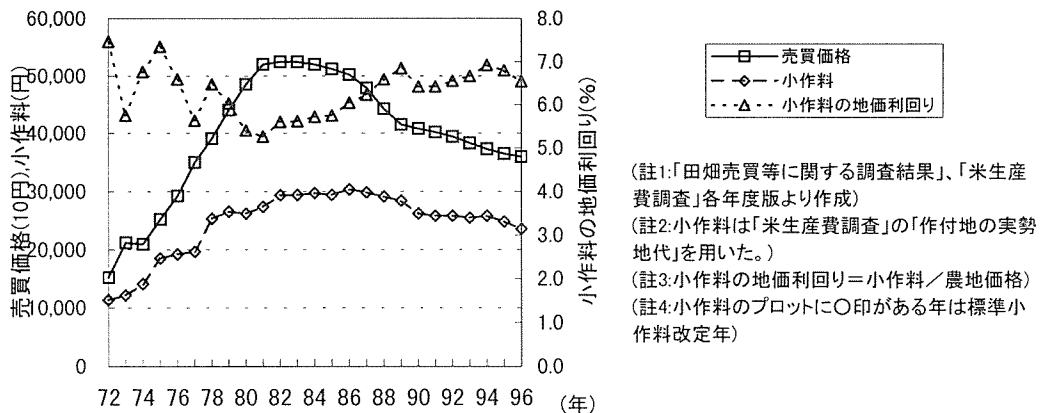
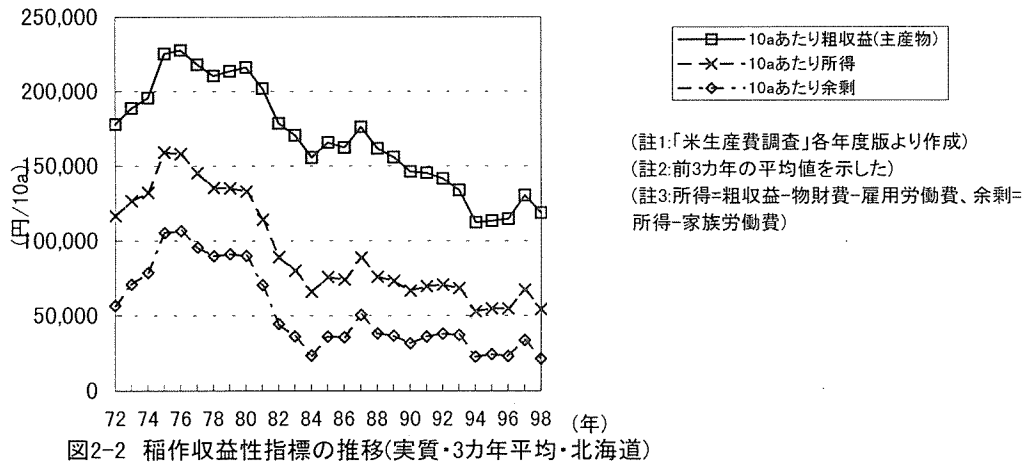
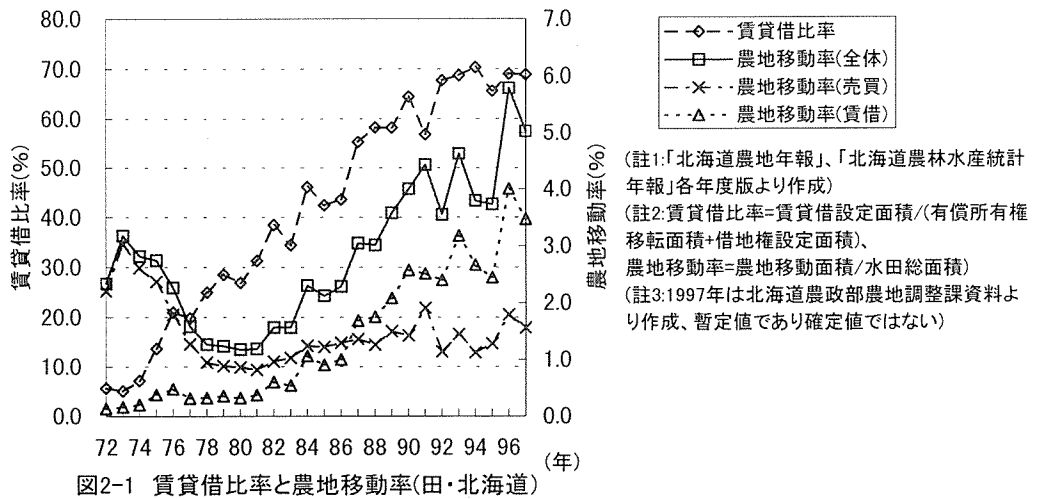
次に、収益性の動向について述べる。図 2-2 に北海道における稲作収益性指標の推移(実質値前 3 カ年平均)を示した(註 2)。所得、余剰は 70 年代半ばから減少に転じ、80 年代初頭に大幅に減少している。図 2-3 で単年度の収益性をみると、収益性指標の変動が激しいことと、95 年以降の収益性の低下が認められる。

最後に、水田地価・小作料の動向について述べる。図 2-4 は、北海道の水田地価・小作料の推移(名目値)と、小作料の地価利回りの推移である。70 年代に一貫して上昇を続けていた地価は 80 年代に入って下落に向かう。これに対して小作料は 80 年代に入ってもゆっくり上昇を続け、80 年代後半に下落に向かう。このように水田地価と小作料の動向には数年のラグが存在しており、小作料の地価利回りに影響を与える。標準小作料改定年に小作料の動きが大きいことから、このラグには標準小作料改定が何らかの作用を及ぼしていると考えられる(註 3)。また、地価と小作料の実質値の変化(図 2-5)をみると、70 年後半から 80 年代初頭にかけての地価の上昇率が小作料の上昇率に比べて相対的に大きく、最高値からの下落率は、小作料よりも地価の方が相対的に大きくなっている。そのため小作料の地価利回りは、地価が高かった 80 年代前半(5%台)と比べて近年(6%台後半)は高くなっている。

以上より 70 年以降の北海道水田農地市場の展開と特徴として、①農地移動量の増加と農地移動に占める賃貸借形態の比率の増加、②稲作収益性の低下、③70 年代から 80 年代にかけての水田地価・小作料の上昇とそれ以降の下落、④小作料の動きと地価の動きにラグが生じており標準小作料改訂がそれに作用していること、の 4 点が指摘できる。

(2) 農地市場の画期

大沼[7]は、北海道において戦後保たれてきた稲作収益性、水田地価、水田農地移動量(売買移動量)の照応関係が 70 年前半から明白に読みとれなくなったことから「農地市場をめぐる変質過程が表面化してきた」と指摘し、この 3 変数の変化に着目して画期区分を行っている。この「農地市場の変質化」以後(74 年以後)から現在までの北海道の水田農地市場の画期区分を行う。80 年代以降



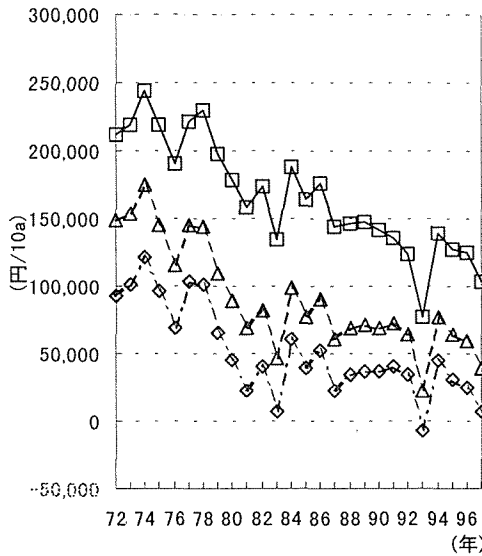


図2-3 稲作収益性指標の推移
(実質・北海道)

(註1:「米生産費調査」各年度版より作成)
(註2:消費者物価指数でデフレートしてある(1995年=100))
(註3:所得=粗収益-物財費-雇用労働費、
余剰=所得-家族労働費)

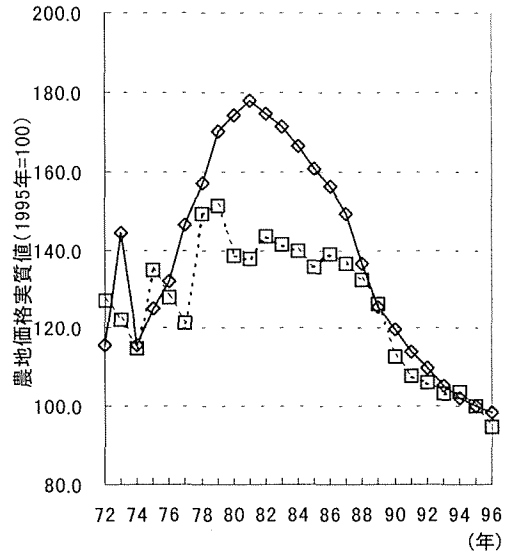


図2-5 農地価格・小作料の推移
(1995年=100とした実質値)

(註1:「田畑売買等に関する調査結果」、
「米生産費調査」各年度版より作成)
(註2:消費者物価指数でデフレートし、
1995年=100とした)

賃貸借の移動形態が増加してきたことから、大沼の3変数に水田小作料、水田賃貸借移動量を変数に加え、稲作収益性・水田地価・小作料の動きより農地移動の動きを説明するよう試みる(註4)。

・第Ⅲ期 1974年～1981年

水田農地移動の中心であった売買移動量が急激に減少したことによって、農地市場が縮小した。貸借移動量は多少増加するものの、急激な増加とはいえない。しかし水田農地移動に占める賃貸借比率は上昇を開始しており、水田農地移動において賃貸借形態という選択肢が生まれ始めているといえる。

売買移動量が減ったことは以下のように説明される。当期後半は収益性指標が停滞しているが、地価はこれに対して照応関係を保たず急激に上昇している。この結果収益性指標の地価利回りは悪化し、「収益と地価の乖離(大沼)」が表面化した。こうして受け手側の農地購入のインセンティブは減少したと考えられる。

この状況において、受け手農家側から賃貸借移動の要請が出てくるはずである。この要請に対応した農地政策の変化としてはまず70年の農地法改正があげ

られる。この改正で農地法の理念が自作農主義から借地容認主義・促進主義に改正され、これ以降、農地貸付の条件が緩和されていく。さらに 75 年の農振法改正において農地法の規制を適用除外とする「農用地利用増進事業」が開始され、80 年にはこの事業を受け継ぐ形で増進法が制定された。しかし、この時期は賃貸借を行う条件が整備され始めた時期であって、まだ賃貸借比率は低くなっている。

・第Ⅳ期 1982 年～1986 年

水田農地移動量が増加に転じ、硬直化していた水田農地市場に流動化の動きが見え始める。この時期は売買移動量も多少回復するが、それ以上に貸借移動量の伸びが激しく、農地移動中の賃貸借比率が上昇している。

70 年代から一貫して上昇してきた水田地価は 82, 83 年に最高値に達する。一方収益性指標(所得・余剰)は、当期前半の 81 年から 84 年にかけて大きく低下している。この動きに対応した水田地価の急激な下落はみられず、86 年まで地価は 50 万円台を維持している。この結果、収益性の地価利回りは所得で 15%を切り、余剰では一桁からさらには 5%水準にまで悪化した。

賃貸借形態の農地移動が増大してきたことは、第Ⅲ期に行われた一連の政策効果が第Ⅳ期になって実現してきたことが要因であると考えられる。しかしそれだけが要因ではなく、小作料の上昇率が地価の上昇率に比べて相対的に低いことから小作料の地価利回りが低くなり、農地の受け手側にとって相対的に賃貸借移動の有利性が増したことが大きな経済的要因として指摘できる。

・第Ⅴ期 1987 年～1992 年

第Ⅳ期から引き続いて貸借移動量が増え続け、水田農地移動に占める賃貸借比率は 87 年に 50%を超えて 91 年には 70%近くにまで達する。

稲作収益性は一時回復するものの、再び第Ⅳ期の水準に戻り、その水準で停滞的に推移する。粗収益の下落率に対して所得・余剰の下落率は相対的に低く、コスト減によって所得・余剰の低下を食い止めている様相がみて取れる。一方の水田地価は当期前半の 87 年から 89 年にかけて急激に下落し、それ以後も緩やかな下落傾向を続ける。これにしたがって収益性の地価利回りは徐々に回復する。

水田地価の下落率に対して相対的に小作料の下落率が低いことから小作料の地価利回りは徐々に上昇する。このことから受け手にとって賃貸借移動の有利性は相対的に減少傾向にあると考えられるが、なお賃貸借比率は伸び続けている。

・第Ⅵ期 1993 年以降

第Ⅳ期以降一貫して上昇してきた水田農地移動量、賃貸借比率の伸びが止まりつつある。しかしなお、移動量、賃貸借比率の水準から考えて水田農地市場は賃貸借を中心に展開しているといえる。

収益性は記録的な大冷害であった 93 年とその影響で高米価であった 94 年を除いて考えると下落傾向である(註 5)。現在の稲作を取り巻く社会的情勢を考えると、今後も収益性は低下していくことが予測される。

水田地価・小作料ともに前期に引き続いて緩やかに低下を続けているが、97 年の水田地価は前年比でわずかに上昇しており(96 年:36 万円→97 年:36 万 3 千円)、地価は下げ止まりの傾向を示しつつある。

今後収益性指標の低下が予測されることから、地価が下げ止まり傾向にあるとすると収益性の地価利回りは悪化していくことが予測される。

小作料の地価利回りは 6 % 後半で安定し、第Ⅳ期の水準と比べれば受け手にとって賃貸借移動の有利性は低下したといえるが、賃貸借比率は下がっていない。今後は地価の下げ止まり、小作料の引き下げ傾向によって小作料の地価利回りが徐々に下がっていくことが予測される。

2) 農地移動形態の選択における経済合理性の検証

大沼[7]は稲作収益性、水田地価、小作料の 3 指標を用いて賃貸借形態による水田農地移動の売買移動に対する経済的優位を示し、これをもって 80 年以降 86 年までの売買移動の硬直化と水田賃貸借移動の進展を説明した。この方法に若干の変更を加え、87 年以降を中心に、受け手農家の規模拡大時における単位あたり平均稲作余剰を賃貸借の場合と売買の場合についてそれぞれ求め、その比較を時系列で行うことによって、「水田地価の下落によって近年受け手農家にとって賃貸借形態よりも売買形態による拡大行動が経済的に有利になっている」という仮説の検証を行う。

(1) 方法

大沼[7]は収益水準を同等とすると、余剰から控除される以下の二者の対抗が受け手農家の農地移動形態選択における売買形態・賃貸借形態の優劣を規定すると考えた。

- ・ 自作地購入に伴う負担…購入すべき地価の年次償還部分として土地価格利子(註 6)と、購入後の土地改良に関する負担
- ・ 借地借入に伴う負担…借入地の土地利用の反対給付として実支払小作料の負担

大沼の検証方法に若干の変更を加え、自作地純余剰と小作地純余剰を以下のよう定義し直し、この二者の比較を行うことによって自作地による拡大と小作地による拡大の優劣を判定する。データは北海道の米生産費調査を用いる(註 7)。

- ・ 「自作地純余剰」=「10a あたり所得」-「土地価格利子」

ただし「土地価格利子」＝「農地価格」×6%(92 年まで)

「農地価格」×5%(93 年以降)(註 8)

- ・ 「小作地純余剰」＝「10a あたり所得」－「小作料(註 9)」＋「土地改良に関わる負担」
- ・ ただし「土地改良に関わる負担」＝「土地改良区特別賦課金」＋「土地改良設備費」(註 10)

(2) 結果

表 2-1 に結果を示した。93 年以降 (第Ⅵ期)、自作地純余剰が小作地純余剰を

	10aあたり 所得	土地価格 利子 (註2)	小作料 (註3)	土地改良 負担 (註4)	自作地純 余剰 (註5)	小作地純 余剰 (註6)	小作地の 優位値 (註7)
1972年	53,369	9,120	11,345	251	44,249	42,275	▲ 1,974
1973年	61,584	12,720	12,173	1,073	48,864	50,484	1,620
1974年	86,938	12,540	14,125	1,518	74,398	74,331	▲ 67
1975年	80,329	15,120	18,509	2,030	65,209	63,850	▲ 1,359
1976年	70,106	17,520	19,216	1,660	52,586	52,550	▲ 36
1977年	95,118	21,000	19,676	2,393	74,118	77,835	3,717
1978年	98,530	23,460	25,285	2,931	75,070	76,176	1,106
1979年	77,535	26,400	26,513	2,819	51,135	53,841	2,706
1980年	67,723	29,100	26,175	3,078	38,623	44,626	6,003
1981年	55,128	31,200	27,332	3,257	23,928	31,053	7,125
1982年	67,755	31,440	29,312	3,841	36,315	42,284	5,969
1983年	39,110	31,440	29,398	4,050	7,670	13,762	6,092
1984年	84,361	31,200	29,700	4,170	53,161	58,831	5,670
1985年	67,220	30,720	29,410	4,614	36,500	42,424	5,924
1986年	79,778	30,120	30,312	3,589	49,658	53,055	3,397
1987年	52,943	28,740	29,810	3,414	24,203	26,547	2,344
1988年	61,012	26,520	29,088	3,043	34,492	34,967	475
1989年	64,453	24,900	28,386	3,613	39,553	39,680	127
1990年	64,213	24,480	26,169	3,405	39,733	41,449	1,716
1991年	69,693	24,120	25,792	4,219	45,573	48,120	2,547
1992年	62,623	23,640	25,781	3,490	38,983	40,332	1,349
1993年	22,213	19,150	25,487	2,761	3,063	▲ 513	▲ 3,576
1994年	78,019	18,650	25,780	2,899	59,369	55,138	▲ 4,231
1995年	63,738	18,250	24,790	2,980	45,488	41,928	▲ 3,560
1996年	60,124	18,000	23,503	2,858	42,124	39,479	▲ 2,645

(註1) 生産費関連のデータは「米および麦類の生産費」より作成

(註2) 北海道農業会議「田畑売買価格等に関する調査結果」の北海道の中田価格に92年以前は6%、93年以降は5%を乗じたもの

(註3) 生産費調査の「10aあたり実勢地代」

(註4) 「土地改良及び水利費のうち賦課金負担」と「建物費のうち土地改良設備」の合計。1970～1981,1993年は全調査農家、1982～1992,1994～1996年は販売農家

(註5) 10aあたり所得－土地価格利子 で算出

(註6) 10aあたり所得－小作料＋土地改良負担 で算出

(註7) 小作地純余剰－自作地純余剰 で算出

上回り、近年は農地の受け手農家にとって賃貸借よりも売買による拡大行動が経済的に有利な状況にあることが明らかになった。その変化要因としては、①農業経営基盤強化促進法による低金利金融制度の発足と、②土地改良負担金償還終了によるものと考えられる土地改良費の逓減、さらに1)の(1)で述べた③標準小作料改定によって生じる水田地価と小作料の動向のラグによる小作料の地価利回りの上昇、の3点が指摘できる。

この結果に反して実際の北海道の水田農地移動は賃貸借展開している。したがって稲作収益性、水田地価、小作料の3指標を用いた分析からは、93年以降受け手側の農地移動形態の選択に経済的な合理性はないといえる。

3. 地域における農地移動の現状と賃貸借展開の要因-当麻町を事例に-

2. の検討を補完するため、売買形態による農地移動の方が経済的に有利と考えられる小作料の地価利回りが大きい地域でありながら、農地移動が賃貸借形態を中心に展開している事例地域を選定し、地域農業構造、地域における農地移動の実態を分析することによって農地移動の賃貸借展開の要因を検討する。

事例地域としては北海道上川支庁・当麻町を取り上げる。分析期間は2. で売買による拡大と比較して賃貸借による拡大に経済合理性がないとされた第Ⅵ期を中心とする。

1) 事例としての位置づけ

当麻町は上川支庁中央部に位置しており、きらら397の評価基準がA地区に分類されていることから北海道における良質米地域として位置づけられる。町全体の経営耕地面積は4,357haであり(97年)、うち田が90%(3,922ha)を占めていることから水田地帯と位置づけることができる。

当麻町の94年～98年の平均水田価格は34万5千円/10a、平均水田小作料は2万6,700円/10aであり、小作料の地価利回りは7.7%である。同期間における北海道全体の小作料の地価利回り(6.5～6.9%)と比較すると、北海道の水田地帯の中で相対的に小作料の地価利回りが高い地域である。したがって、受け手農家の農地移動形態の選択では売買が有利である地域と位置づけられる。次に、当麻町の農地移動の推移を北海道における水田地目の農地移動全体との比較でみていく(註11)。図3-1で農地移動形態の特徴をみると、北海道全体と比べて賃貸借比率は高い水準で推移している。図3-2で農地移動率の指標から農地移動量をみる

と、北海道全体と比べて農地移動量は多く、それは賃貸借移動量の多さによるものといえる。第Ⅵ期においては、当麻町の売買形態の農地移動率は減少傾向を示しており、賃貸借に特化の傾向をさらに強めている。以上のことから北海道全体の動きと比較すると、北海道の水田地帯の中でも農地移動が賃貸借展開している地域と位置づけることができる。

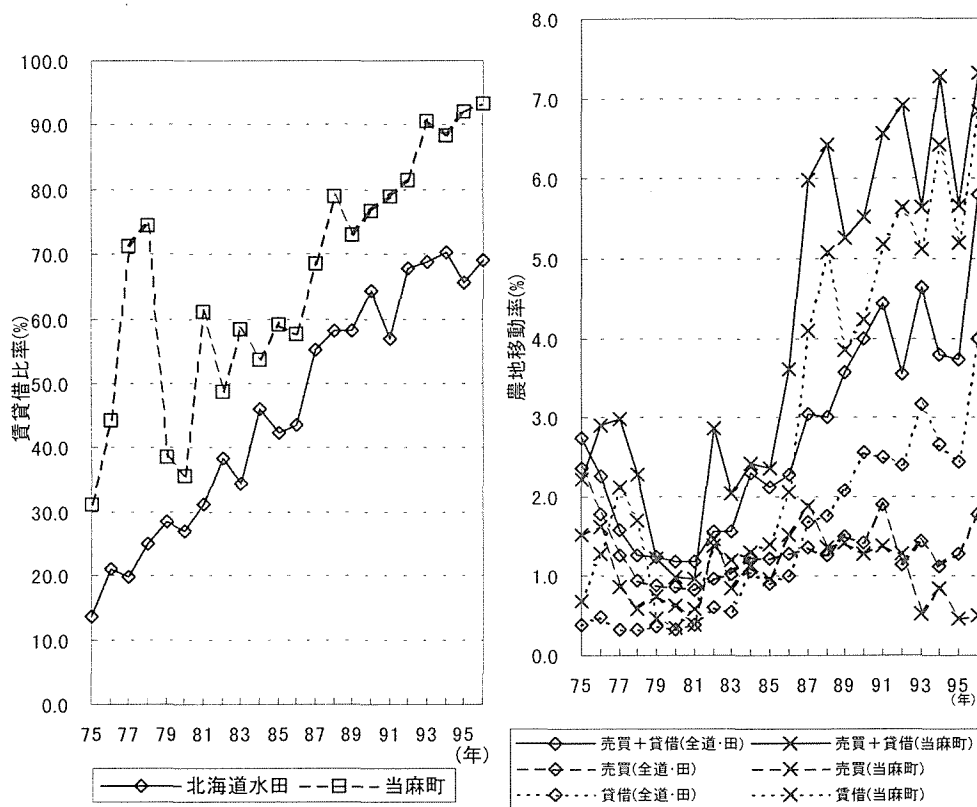


図3-1 農地移動形態の比較(当麻町 vs北海道水田)

(註1:「北海道農地年報」、「北海道農林水産統計年報」各年次版より作成)

(註2:賃貸借比率=賃貸借設定面積/(有償所有権移転面積+賃貸借設定面積))

図3-2 農地移動率の比較(当麻町vs北海道水田)

(註1:「北海道農地年報」、「北海道農林水産統計年報」各年次版より作成)

(註2:農地移動率=農地移動面積/農地面積)

以上のことより、当麻町は課題を分析するのに適した地域であるといえる。

2) 地域農業の概要

当麻町の1997年の人口は8,073人であり、産業構造は農業が中心である(註12)。

専兼別農家数の推移を表3-1に示した。生産調整が始まった70年においては、専業農家戸数が総農家戸数の半分以上を超えており、第2種兼業農家は総農家戸数の1割にも満たなかった。しかし、70年から80年にかけて専業農家戸数は急激に減少し、80年には総農家戸数の2割に満たなくなった。この70年から80年に

表3-1 当麻町における専業別農家戸数の推移

単位:戸数

年次	1970 比率(%)	1975 比率(%)	1980 比率(%)	1985 比率(%)	1990 比率(%)	1995 比率(%)	1997 比率(%)
総農家数	1,180 (100.0)	1,329 (100.0)	1,231 (100.0)	1,151 (100.0)	989 (100.0)	872 (100.0)	838 (100.0)
専業	790 (53.1)	333 (25.1)	211 (17.1)	253 (22.0)	236 (23.9)	209 (21.0)	191 (22.8)
Ⅰ兼	569 (38.4)	625 (17.0)	732 (59.5)	562 (18.8)	168 (17.3)	375 (13.0)	391 (17.0)
Ⅱ兼	121 (8.2)	371 (27.9)	285 (23.2)	336 (29.2)	285 (28.8)	288 (33.0)	253 (30.2)

(注1)「農業センサス」各年次版、「北海道農業基本調査概況調査結果」(『北海道統計』)より作成

(注2)専業=専業農家、Ⅰ兼=第1種兼業農家、Ⅱ兼=第2種兼業農家

表3-2 当麻町における経営耕地面積規模別農家戸数の推移

単位:戸数

年次	1970 比率(%)	1975 比率(%)	1980 比率(%)	1985 比率(%)	1990 比率(%)	1995 比率(%)	1997 比率(%)
総農家数	1,180 (100.0)	1,329 (100.0)	1,231 (100.0)	1,151 (100.0)	989 (100.0)	872 (100.0)	838 (100.0)
1ha未満	109 (7.4)	108 (8.1)	113 (9.2)	122 (10.6)	110 (11.2)	179 (20.5)	195 (23.3)
1～3ha	602 (10.7)	486 (36.6)	401 (32.6)	348 (30.2)	223 (22.5)	163 (18.7)	150 (17.9)
3～5ha	636 (13.0)	535 (10.3)	461 (37.7)	399 (34.7)	310 (31.3)	226 (25.9)	197 (23.5)
5～7.5ha	127 (8.6)	178 (13.4)	203 (16.5)	204 (17.7)	172 (17.4)	136 (15.6)	117 (14.0)
7.5～10ha	6 (0.1)	19 (1.1)	38 (3.1)	54 (1.7)	74 (7.5)	66 (7.6)	59 (7.0)
10～15ha		3 (0.2)	11 (0.9)	20 (1.7)	13 (1.3)	55 (6.3)	63 (7.5)
15～20ha			1 (0.1)	4 (0.3)	20 (2.0)	21 (2.4)	26 (3.1)
20～30ha					6 (0.6)	25 (2.9)	25 (3.0)
30～40ha					1 (0.1)	1 (0.1)	5 (0.6)
40～50ha							1 (0.1)

(注1)「農業センサス」各年次版、「北海道農業基本調査概況調査結果」(『北海道統計』)より作成

(注2)1ha未満は例外規定、自給的農家、0.3～1.0haの合計

かけての動きは離農の発生もあるが、兼業農家の増加数に着目すれば兼業化の動きが大きい。80年以降現在までは専業農家が総農家戸数の2割強、残りが兼業農家となっており、兼業農家が広範に存在している地域であるといえる(注13)。

経営耕地規模別農家戸数の推移を表3-2に示した。70年においては、1～3ha、3～5haの2階層だけで総農家戸数の8割以上を占めていた。しかし97年においてはこの2階層で、総農家戸数の4割強を占めるにすぎない。70年代に地域に幅広く存在していた中間層農家がこの30年弱の間に拡大農家と縮小・離農農家に分解したといえる。この結果大規模層の比率は年々上昇している。

農家世帯員数と農家労働力の推移を表3-3に示した。農家世帯員総数は、総農家戸数の減少と相まって減少しているが、減少率は農家世帯員総数の方が相対的に高く推移している。これは若い農家世帯員の他出とその結果としての出生率の低下が原因であると考えられる。このことにもなって年々若年層の比率は低下し、これに代わる形で高齢層の比率が上昇している。農家世帯員の年齢別構成をみると、70年には若齢層(14歳以下、15～29歳)が農家世帯員の半分を占め、高齢層(60歳以上)は1割強にすぎなかった。しかし、95年には若年層は農家世帯員の4分の1にすぎず、高齢層が3分の1強を占めるに至っている。

農業就業人口、基幹的農業従事者数の動きにみられるように農業労働力は、70年から75年の間に大きく減少し、農家総世帯員数、農業就業人口に対する割合も大きく減少している。この時期は機械化が進んだ時期であり、労働が機械によって代替され、遊休労働力が大きく他産業へ流出したと考えられる。その後も基幹的農業従事者数は農業就業人口の減少率に対して大きい減少率で減少していき、農業就業人口に対する割合を徐々に下げて行く。しかし90年以降は実数では減

表3-3 当麻町における農家世帯員数と農業労働力の推移

単位:人

年次	1970	率(%)	1975	率(%)	1980	率(%)	1985	率(%)	1990	率(%)	1995	率(%)
総農家戸数 (変化率)	1,180		1,329	▲ 10.2	1,231	▲ 7.1	1,151	▲ 6.5	989	▲ 11.1	872	▲ 11.8
農家世帯員総数 (変化率)	7,218 (100.0)		6,022 (100.0)	▲ 16.6	5,183 (100.0)	▲ 9.0	4,852 (100.0)	▲ 11.5	4,012 (100.0)	▲ 17.3	3,338 (100.0)	▲ 16.8
うち11歳以下	1,803 (25.0)		1,331 (22.1)		1,019 (18.6)		787 (16.2)		552 (13.8)		358 (10.7)	
15～29歳	1,803 (25.0)		1,283 (21.3)		1,106 (20.2)		888 (18.3)		619 (16.2)		497 (14.9)	
30～59歳	2,661 (36.9)		2,319 (39.0)		2,201 (40.1)		1,937 (39.9)		1,596 (39.8)		1,306 (39.1)	
60歳以上	951 (13.2)		1,059 (17.6)		1,157 (21.1)		1,240 (25.6)		1,215 (30.3)		1,177 (35.3)	
農業就業人口 (変化率)	3,837 (53.2)		2,610 (13.8)	▲ 31.2	2,416 (44.1)	▲ 8.5	2,061 (42.5)	▲ 14.7	1,757 (43.8)	▲ 14.8	1,453 (43.5)	▲ 17.3
基幹的農業従事者数 (変化率)	3,305 (86.1)		2,010 (76.1)	▲ 39.2	1,814 (75.1)	▲ 9.8	1,439 (69.8)	▲ 20.7	1,328 (75.6)	▲ 7.7	1,155 (79.5)	▲ 13.0

(註1)「農業センサス」各年次版より作成

(註2)「率」欄は農家世帯員総数に対する比率を表す

ただし基幹的農業従事者数については、農業就業人口に対する比率を示した

(註3)「変化率」欄は全5年間の変化率を表す

表3-4 当麻町における作物種類別収穫面積(露地)、施設園芸農家数・ハウス面積の推移

単位: a、戸

年次	1970	比率(%)	1975	比率(%)	1980	比率(%)	1985	比率(%)	1990	比率(%)	1995	比率(%)
計(のべ)	381,922 (100.0)		319,427 (100.0)		360,500 (100.0)		351,766 (100.0)		373,698 (100.0)		373,758 (100.0)	
稲	354,814 (92.9)		193,492 (60.6)		215,405 (68.1)		217,329 (61.3)		222,021 (59.4)		302,726 (81.0)	
麦類	61 (0.0)		229 (0.1)		21,289 (5.9)		51,160 (14.4)		65,701 (17.6)		8,601 (2.3)	
雑穀	7,599 (2.0)		16,019 (5.0)		8,348 (2.3)		3,501 (1.0)		5,466 (1.5)		2,467 (0.7)	
いも類	2,811 (0.7)		1,238 (0.4)		698 (0.2)		587 (0.2)		653 (0.2)		273 (0.1)	
豆類	4,293 (1.1)		51,514 (16.1)		27,347 (7.6)		31,268 (8.8)		27,308 (7.3)		11,342 (3.0)	
工芸農作物	11 (0.0)		30 (0.0)		5,976 (1.7)		3,881 (1.1)		4,472 (1.2)		3,574 (1.0)	
野菜類	7,530 (2.0)		16,456 (5.2)		10,734 (3.0)		11,186 (3.2)		18,475 (4.9)		13,624 (3.6)	
花き類、花木	163 (0.0)		668 (0.2)		1,169 (0.3)		708 (0.2)		1,330 (0.4)		1,681 (0.4)	
種苗・苗木類	0 (0.0)		51 (0.0)		78 (0.0)		49 (0.0)		9 (0.0)		1 (0.0)	
飼料用作物	1,601 (1.2)		39,582 (12.4)		38,034 (10.6)		32,681 (9.2)		26,815 (7.2)		21,181 (6.5)	
その他の作物	0 (0.0)		115 (0.0)		1,422 (0.4)		2,410 (0.7)		1,418 (0.1)		5,285 (1.4)	
施設園芸農家数	8 (0.5)		111 (8.4)		104 (8.4)		295 (25.6)		300 (30.3)		258 (29.6)	
ハウス面積	23		787		1150		3992		6618		5318	

(註1)「農業センサス」各年次版より作成

(註2)「比率」欄は「計(のべ)」に対する比率、ただし「施設園芸農家数」行は総農家戸数に対する比率を示した

少しているものの、農業就業人口に対する割合は高まっている。現段階は遊休労働力の排出が終わり、少人数の担い手によって農業が担われるよう変化しつつある段階であるといえる。

農作物の収穫面積の推移を表3-4に示した。水田地帯であることから、水稻が大半を占めているが、その面積は生産調整のからみで増減している。70年代は水稻のつぎに豆類、飼料用作物の作付が大きかったが、80年から90年にかけては小麦の作付が増加し、豆類の作付が減少している。92年以降転作が緩和されたことから、その小麦の作付が再び減少している。その他の作物では、花卉が順調な成長を遂げている。露地野菜は、収穫面積をみると70年に比べれば伸びているものの、安定せず上下している。施設園芸は70年から90年にかけてめざましい成長を遂げたといえるが、95年をみると成長はやや頭打ちになっている。

3) 当麻町における農地移動の現状

本節では、当麻町における水田農地移動の現状を示す。分析期間を第Ⅵ期である94～98年とし、この間に生じた水田農地移動を地域農業構造の変化と絡め

表3-5 1994年～98年の当麻町の水田経営面積別農家数の変化

単位:戸数

		1991年											合計
		なし	0.3ha	1.0ha	3.0ha	5.0ha	7.5ha	10.0ha	15.0ha	20.0ha	30.0ha	～	
1	なし	-	20	18	17	22	8	5	1				121
9	～0.3ha	5	88	5	12	9	1						120 (16.2)
9	0.3～1.0ha		1	47	8	1	1	1					59 (8.0)
8	1.0～3.0ha		1		151	8	2						162 (21.9)
年	3.0～5.0ha	1			4	148	4	1					158 (21.3)
	5.0～7.5ha				1	15	87	2					105 (11.2)
	7.5～10.0ha					5	12	26	3	2			48 (6.5)
	10.0～15.0ha						3	14	25	2			44 (5.9)
	15.0～20.0ha	1				1			12	11	3		28 (3.8)
	20.0～30.0ha								4	6	2		12 (1.6)
	30.0ha～	1								3	1		5 (0.7)
	合計	8	110	70	223	209	118	49	48	21	6	0	865
		-	(12.8)	(8.2)	(26.0)	(24.4)	(13.8)	(5.7)	(5.6)	(2.8)	(0.7)	(0.0)	
	上向農家	8	2	0	5	21	15	14	16	9	1	-	91 (10.5)
	現状維持	-	88	47	151	148	87	26	25	11	2	0	585 (67.6)
	下向農家	-	20	23	67	10	16	9	7	4	3	0	189 (21.8)

(註1)当麻町農務課資料より作成

(註2)「なし」はどちらか一方の年に水田経営面積がある農家のみをカウント。

(註3)「合計」欄のかつこ内は構成比。

て概観する(註14)。

(1) 農業構造の動態変化

まず、分析期間における当麻町全体の水田経営面積規模別農家数の動態を表3-5に示す。水田経営農家戸数は857戸から741戸に減少している。先に指摘したように、中間層(1.0～3.0ha、3.0～5.0ha)の分解が進んでいる様子が見て取れ、1.0～3.0ha層においては経営縮小・離農方向に進む農家が多くなっている。上向農家、下向農家の数から94年～98年の分解軸は7.5ha前後と推測される。

次に、農家の農地貸借状況の動態を表3-6に示す。表には農家ではないものの農地の所有権を持ち、農地を貸し付けることで農地市場に参与している土地持ち非農家(註15)の動向についても示している。

表3-6 農地貸借状況別戸数・経営水田面積・所有水田面積の構成(当麻町)

単位:戸、ha

	戸数		比率(%)	
	94年	98年	94年	98年
<戸数>				
水田経営農家	857	741	(100.0)	(100.0)
借入農家	206	208	(24.0)	(28.1)
貸借なし農家	522	399	(60.9)	(53.8)
貸付農家	129	134	(15.1)	(18.1)
土地持ち非農家	280	370	(32.7)	(49.9)
合計	1137	1111	-	-
<経営水田面積>				
水田経営農家	3,628.7	3,611.0	(100.0)	(100.0)
借入農家	1,908.0	2,271.9	(52.6)	(62.9)
貸借なし農家	1,625.5	1,250.6	(44.8)	(34.6)
貸付農家	95.3	88.5	(2.6)	(2.5)
土地持ち非農家	-	-	-	-
合計	3,628.7	3,611.0	-	-
<所有水田面積>				
水田経営農家	3,053.9	2,741.6	(84.4)	(76.2)
借入農家	1,112.3	1,145.9	(30.8)	(31.9)
貸借なし農家	1,625.5	1,250.6	(44.9)	(34.8)
貸付農家	316.1	345.2	(8.7)	(9.6)
土地持ち非農家	563.0	855.6	(15.6)	(23.8)
合計	3,616.9	3,597.2	(100.0)	(100.0)

(註1)当麻町農務課資料より作成

(註2)土地持ち非農家は、水田経営面積がなく水田所有面積がある農家。

(註3)比率は、水田経営農家に対する割合。所有水田面積の欄のみ、合計に対する比率。

(註4)所有水田面積と経営水田面積の合計欄の差は資料間誤差。

(註5)94→98年の離農農家は124戸、そのうち103戸が土地持ち非農家に移動

94年から98年の借入農家、貸借なし農家、貸付農家の全農家に占める比率の変化をみると、借入農家、貸付農家の比率が上昇し、貸借なし農家の比率が低下しており、前述の中間層の分解が賃貸借によって起こっていることが分かる。土地持ち非農家は94年に総農家戸数に対して33%の比率であった。98年には50%となっており、総農家戸数の半分に達しようとしている。

水田の帰属面積の比率の変化をみると、借入農家の経営面積が構成比を大きく高めている。一方貸借なし農家の経営水田面積は減少しており、貸借なし農家の自作地が借入農家に貸し付けられたことを示している。土地持ち非農家の所有水田面積は、当麻町の水田全体の24%と比率を高めている。さらに、この間の離農農家は124戸あったが、そのうち103戸が土地持ち非農家となっている。これらのことから、当麻町においては離農農家が農地を売却せず土地持ち非農家として農地所有権を持ち続ける構造となっているといえる。

(2) 分析期間における農地移動の特徴

分析期間における水田農地移動は表3-7のようになっている。面積比率でみると、農地

表3-7 分析期間における当麻町の農地移動(水田) 単位:件、a、円

移動形態		件数	(件数比)	総面積	(面積比)	1件当たりの面積	平均小作料・地価
						㎡	円
は賃貸借移動が全体の90%を超えており、そのほとんどが農業経営基盤強化促進法（以下基盤強化法）によるものである。売買移動は農地移動全体の6%にすぎない。以下では、基盤強化法による農地移動のみを対象にして考察する。	農地移動計	790	(100.0)	131,074	(100.0)	165.9	
	売買移動	56	(7.1)	8,393	(6.4)	149.9	
	うち基盤強化法	50	(6.3)	8,300	(6.3)	166.0	344,934
	うち農地法	6	(0.8)	93	(0.1)	15.4	-
	貸借移動	734	(92.9)	122,681	(93.6)	167.1	
	うち基盤強化法	691	(87.5)	113,025	(86.2)	163.6	26,732
	うち農地法	43	(5.4)	9,656	(7.4)	224.6	-

(註1) 当麻町農業委員会資料より作成

(註2) 面積は水張面積

(註3) 厳密には分析期間は(1994.4.1～1998.9.30)である。

表3-8 分析期間における取引地価別売買移動件数(水田) 単位:件、%

価格	件数	比率
～170,000	5	(10.0)
170,000～220,000	6	(12.0)
220,000～270,000	4	(8.0)
270,000～320,000	4	(8.0)
320,000～370,000	5	(10.0)
370,000～420,000	12	(24.0)
420,000～470,000	7	(14.0)
470,000～520,000	5	(10.0)
520,000～	2	(4.0)
合計	50	(100.0)

(註1) 当麻町農業委員会資料より作成

(註2) 基盤強化法によるもののみ

水田地価は、平均で約34万5千円であり、平均では全道(36万～37万7千円:94～97年)を下回る水準となっている。表3-8で売買移動における水田地価の分布をみると、下は7万円から上は58万円まで幅広い範囲に分布している。

水田小作料は平均で2万6,700円であり、平均では全道(2万3,503～2万5,780円：94～96年)を上回る水準となっている。表3-9で小作料の分布をみると、上田以上であるAランク、Bランクに全体の半分強が集中しており、小作料は高い水準にあることが分かる。水田地価の分布が幅広い範囲に分布していたことと併

せて考えると、小作料形成において、本来の稲作収益性以上に引き上げる何らかの要因が作用していると考えられる。

契約年数は、平均5.1年となっている。契約年数別の分布は、3年のものが半数を超えており、流動的な賃貸借契約が交わされている。

3) 地域における賃貸借展開の要因

(1) 出し手・受け手の状況

当麻町における農地の出し手、受け手に対する聞き取り調査をもとに、出し手、受け手の状況を農地移動の経緯を中心に述べる。出し手として取り上げた2戸はいずれも世帯主が他産業に恒常的に従事し、その収入で生計を立てている土地持ち非農家である(註16)。受け手として取り上げた農家は分解層前後の農家、一部共同所有の圃場を持つ農家をそれぞれ1戸、さらに大規模経営を3戸、の計5戸である。表3-10に事例農家の家族構成と労働力保有状況、表3-11に水田面積と作付、米の販売対応について示した。以下で各事例農家の農地移動を概観する。

<A家>

水田を貸し付け始めたのは94年と最近であり、それまでは所有水田531aすべてで営農を行っていた。しかし94年から徐々に農地を貸し付け始めて経営規模を縮小し、98年からは全水田を貸し付けている。貸付形態を選んだ理由としては、負債がないのであえて農地を処分する必要がなく、それなら先祖代々の土地を持っていたいということと、小作料水準が高いことを挙げている。

表3-12にA家の農地放出を示した。94年の貸付は、受け手側から借入の打診があった。A氏の父も高齢になり、農作業がきつくなってきたことから、その打

表3-9 分析期間における小作料別
賃貸借移動件数(水田) 単位: 円、件、%

ランク	～95年3月	95年4月～	件数	比率
A	30,500～	29,500～	88	(12.7)
B	27,500～30,500	26,000～29,500	265	(38.4)
C	24,500～27,500	22,000～26,000	168	(24.3)
D	21,000～24,500	17,000～22,000	65	(9.4)
E	17,000～21,000	11,000～17,000	78	(11.3)
F	～17,000	～11,000	27	(3.9)
合計			691	(100.0)

(註1)当麻町農業委員会資料より作成

(註2)95年3月までの標準小作料は上田26,000、中田23,000、下田19,000であったが、95年4月に標準小作料の見直しが行われ、上田24,000、中田20,000、下田14,000と改訂された。これにともなうランクを調整した。C,D,Eランクの間値に上田、中田、下田の標準小作料がくるように設定している。

(註3)基盤強化法によるもののみ

表3-10 調査事例の家族構成・労働力保有と調達、兼業状況

事例	家族構成	うち農業 労働力	後継者	雇用	兼業、他産業従事
A	A44,A'?,B68,B'?,(註4)	-	予定なし	-	A役場に恒常的に勤務
B	A52,A'48,(D24),(C23),(C21)	-	予定なし	-	A役場に恒常的に勤務
C	A48,A'?,(C23),(D19)	A,A'	(C23)可能性低い	30人日、花卉	A除雪12～3月
D	A48,A'48,B71,B'71,(C25),C21	A,A'	跡を継がせない考え	?	A除雪12～3月
E	A42,A'43,B70,B'69,C16,D15	A,A',B,B'	C16(予定)	70～80人日、春作業、野菜	B土建、Aアルバイト10～12月
F	A46,A'46,B76,B'75,D18,(C20)	A,A'	(C20)未定	播種、田植え作業	Aタクシー運転手11/中～3/中
G	A31,A'34,B'67,D6,C5,C3,C1	A,A',B'	?	30～40人日、播種、田植え作業	A団体事務局冬季3ヶ月、B林業夏期6ヶ月

(註1)労働力、兼業 A経営主(事例A,Bについては世帯主)、A'妻、B父、B'母、C息子、C'その妻、D娘

(註2)かっこつきは他出を表す。

(註3)?は聞き取り未了を表す。

(註4)これ以外に世帯主の祖母、子供4人がいる

表3-11 調査事例の水田面積と作付、米販売対応

単位:a、%

事例	経営水				水稲作付			転作対応	米の販売対応
	所有水 田面積	借入水 田面積	借入水 田面積	借地率	ほしの きらら	ゆめ	もち		
A	0	531	-531	(-100.0)	-	-	-		
B	0	100	-100	(-100.0)	-	-	-		
C	650	470	180	(27.7)	←500→			-施設園芸(花、メロン)30、牧草120	全量農協出荷
D	1100	600	500	(45.5)	300	500	-	-花10、地力160、牧草130	全量農協出荷
E	2260	1254	1006	(44.5)	1730	-	-	-野菜100、地力350、小豆80	全量農協出荷
F	3042	1492	1550	(51.0)	1850	600	-	-野菜42、牧草550	特別栽培米を直販、残りを農協出荷
G	2640	1652	988	(37.4)	800	600	170	牧草530、調整10、小麦530	もち米を業者と相対契約 特別栽培米を直販、残りを農協出荷

(註1)聞き取り調査より作成

(註2)D農家はこのほかに共同所有の農地10haを所有している

(註3)借入水田面積、借地率欄のマイナスは貸付、貸付率を表す

表3-12 A農家の農地放出

単位:a、年、円/a

年次	区分	面積	期間	小作料・地価	相手の状況その他
94	貸付	237.1	5	26,000	受け手側から申し入れがあった
96	貸付	272.8	3	28,000	体調不良のため1年のみの貸付
98	貸付	227.8	5	28,000	高齢化により水稻作付やめる
98	貸付	67.2	5	28,000	上に同じ

(註1)聞き取り調査より作成

診を受けて農地を貸し付けている。98年には2件の貸付がある。この時水稻の作付を中止し、機械体系もすべて処分した。この受け手農家は地続きの圃場を所有していたことから貸付に応じている。

今後の意向としては、機械も処分したため水稻を作付する予定はなく、小作料が下がってもこのまま貸付を続けたいと考えている。農地の売却意向は今のところない。負債もないため処分する必要もない。農地は相続に金がいりかからないので相続の時においても特に売却する必要はないと考えており、今後もこのまま安定貸付を続ける意向である。

<B家>

水田を貸し付け始めたのは90年からである。それまでB氏の父が水稻を作付けて営農を行っていたが、高齢のため農作業を行うのが難しくなった。このため、B氏と妻で農作業を行うことになったが、農作業の妻への負担が大きくなり、農地を貸し付けることにした。この当時田植機・コンバインは所有していたが他の機械は持っておらず、これらの機械は貸付と同時に処分している。貸付形態を選んだ理由としては負債がないので農地を処分する必要がなくそれなら持っていたということと、小作料水準の高さを挙げていた。

受け手農家はB氏の圃場の隣に地続きの圃場を他の人から借り入れていた。小作料は90年当時まず、36,000円/10aに設定された。これは農業委員会の標準小作料の算定に従ったという。B家は役場からの収入だけで十分に生計を立てていくことが可能なので、小作料に関して、安くてもいい、作ってくれるだけで良いと考えており、年々標準小作料の改定にしたがって小作料を下げてきた。98年には28,000円/10aにまで小作料を下けている。

今後の意向としては農地売却も考えている。まず97年に一度この受け手の方から農地購入の打診が来た。しかし、前述の経緯からこの土地の名義はB氏の父になっており、B氏の父が引退したときに耕作名義だけがB氏に移った状態であり、購入打診の時はまだ父が健在だったことからこの打診を断っている。ところが98年に父が亡くなったため、今度受け手側から打診があれば売ってもいいと考えている。その際は農業委員にあっせん価格を決めてもらい、受け手側がそのあっせん価格を受け入れればその価格で売ろうと考えている。

表3-13 C農家の農地集積

単位:a、年、円/a

年次	区分	面積	期間	小作料	相手の状況その他
94	借入	61.4	6	33,800	非農家・高齢・年金
98	借入	117.7	10	30,000	非農家・高齢・年金・親戚

(註1)聞き取り調査より作成

表3-14 D農家の農地集積

単位:a、年、円/a

年次	区分	面積	期間	小作料・地価	相手の状況その他
86	購入	70		1,200,000	兼業農家
89	借入	160	?	34,000	知人からの紹介で出し手の呼びかけに応じ、契約に行った
91	借入	150	?	30,000	
94	借入	190	?	33,800	
94	購入	70		740,000	兼業農家

(註1)聞き取り調査より作成

(註2)?は未了を表す

<C農家>

表3-13にC農家の農地集積を示した。借入の事例が2件ある。借入の経緯はいずれも、高齢で後継者のいない出し手側が年金絡みで貸付を希望してきた。94年の借入事例の小作料は当麻町の中で最高水準に属するが、条件の良い圃場だという。飛び地だがさほど遠い距離ではなく、圃場条件が良いし他に借りる人がいないので借入を決意した。98年の事例においては、地続きであり、出し手は親戚であることもあって借り入れることにした。

農地移動形態として借入形態をとった理由は相手側の意向であったためとしている。また、農業の先行き不安からこの農地の購入意向はない。

小作料水準は現状では厳しいのでもう少し安くしてほしいとしている。

今後の意向としては、農地面積は現状維持で、農業者年金がもらえるまで営農を続けたいとしている。現在の技術体系ではもう少し農地を増やせないこともないが今のところ拡大の意志はない。拡大するにしても、安くて条件の良い農地に限り、また移動形態は借入に限る、としている。

<D農家>

表3-14にD農家の農地集積を示した(註17)。拡大は活発に行っている。ここでは共同圃場を除く自己経営分の農地集積を示した。購入事例は2件ある。86年と94年に兼業に傾斜した出し手からそれぞれ70aずつ購入している。購入地価はそれぞれ120万円/10a、74万円/10aであり、これは農業委員会のあっせん価格であった。この地価は高いと考えながらも購入した理由は、土地条件が最高であり、地続きであり、さらに購入する2年前から借入れていたことである。また、その当時の米価・収益性ならば何とか採算がとれる範囲だと考えて購入したが、「今振り返ると若かった」と購入を後悔している。

借入事例は3件ある。3件すべて借り手を募集していた貸し手を知人の紹介で知り、自ら貸し手に連絡を取って契約に向かっている。

表3-15 E農家の農地集積

単位: a、年、円/a

年次	区分	面積	期間	小作料・地価	相手の状況その他
77	借入	46	3	28,000	非農家
81	借入	210	3	27,000	非農家・公務員、転勤で不在
82	借入	130	3	32,000	非農家
87	借入	300	10	29,000	非農家・年金
87	借入	200	10	29,000	非農家・年金
91	借入	62	3	29,000	非農家
93	借入	58	3	29,000	非農家
94	購入	240		300,000	農業委員会より購入依頼・宅地まわり
96	借入	178	3	30,000	非農家

(註1)聞き取り調査より作成

このように積極的に農地を拡大してきたD農家ではあるが、今後はこれ以上拡大せず現状維持でやっていく意向である。ただ現時点での借入地は借り続けていきたいと考えている。上述のように過去の農地購入に対する後悔もあって、今後の農地購入にはかなり否定的であった。

< E農家 >

表 3-15 に、E農家の農地集積を示した。借入事例の出し手はすべて非農家となっている。出し手の農地貸付のきっかけは、農業者年金受給と兼業特化が主である。借入農地の中でも、土地条件によって購入意向の有無が異なる。

94 年に農地購入の事例が 1 件ある。これは農業委員会に頼まれて購入している。購入後ポンプアップ等を行い復田して、現在条件はそれほど悪くないとのことである。購入したことに特にマイナスの評価は下していない。

E農家は 30 万円/10a で購入するならば、3 万円/10a で借りる方を選択している。その理由としては事故などで万一労働力が不足したときに困るという点を挙げている。他に借入のメリットとして、とりまく環境の変動に対応できる点を挙げている。ただし、小作料水準については今の稲作収益性ではきついとしており、引き下げを望んでいる。これについては、将来的には収益性悪化に伴い借地がたくさん市場に出てきて小作料が下がるという予測をしている。

今後の意向は、基本的には現状維持の規模でやっていくということである。

< F農家 >

表 3-16 に、F農家の農地集積を示した。借入事例は 4 件ある。出し手の農地貸付のきっかけとしては高齢化による離農、兼業従事が確認されている。特徴としては転作戦略として転作を消化するために借りている農地があることである。その場合の小作料は転作奨励金がベースとなって高く固定されているようである。例えば 95 年の借入には小作料として 35,000 円/10a を支払っている。全般的に小作料は下げてほしいとしているが、出し手側にも基盤整備事業の負担金償還があり、米価下落分を出し手側に負担させることは難しいとしている。

購入事例は 3 件ある。83 年の購入は 125 万/10a と高額である。この土地は町

表3-16 F農家の農地集積

単位：a、年、円/a

年次	区分	面積	期間	小作料・地価	相手の状況その他
83	購入	400		1,250,000	高齢負債離農、町外地、砂壤土の土地でほしかった
88	借入	440	10	30,000	兼業農家、牧草転作
90	借入	300	10	28,000	高齢、通い地の地続き
90	購入	700		600,000	試験場移転による代替地取得
92	購入	280		650,000	高齢離農、近くてほしい土地だった
93	借入	200	5	27,500	主人死亡、町外地、親戚
95	借入	550	10	35,000	高齢市街地への転居、通い地の隣人の紹介 転作対応で借り入れ、スーパー加算の農地、牧草作付

(註1)聞き取り調査より作成

外地であるが砂壤土で地力があり冷害がほとんどなく、どうしてもほしい土地であったとしている。90年の購入は試験場移転による土地強制収用の代替地である。92年は高齢で離農した出し手農家の土地を近くてほしい土地であったという理由で購入している。

40万円以下の農地購入は今の小作料では借入より有利であるとしながらも、自己資金による投資であるから赤字が出ずにやれていると考えており、借入金を増やしてまで農地を購入する意思はない。さらに、根本的には長期のビジョンがたてられない状況であるから購入することができないとしている。今後の意向としては、後継者確保に左右されるが、借入による更なる拡大を考えている。

<G農家>

表3-17に、G農家の農地集積を示した。借入事例は7件ある。出し手の農地貸付のきっかけとしては農業者年金受給と、集約化、兼業特化の3点が指摘できる。特徴としては、無償で借りている農地(84年)が存在していることと、作業受託を経て借り入れる形態(93年)が存在していることである。これらの出し手に共通しているのは離農給付金の支給のためという理由である。また、地区外にまとまった土地を借りており(97年)、ここではすべて転作している。この圃場の小作料は転作奨励金がベースとなって高く固定されている。

購入事例は3件あり、高齢引退による離農、兼業特化による離農の跡地を86年、92年と2件取得している。また、農地の買い換えのため86年に農業委員会を仲介として相手側から農地購入を持ちかけられて1件購入している。86年の購入事例はいずれも当時としては安かったとしている。

3万/10aの小作料支払より40万/10aの購入を選ぶという。小作料15年分くらいの地価なら買いたいとしている。小作料は2万円/10aくらいが妥当と考えており、現実には高いと考えている。借入の入れ替えは現実問題としては生じていないが、借地横取りの恐怖感は常に持っているとしており、このことから出し手に小作料引き下げを言い出しにくいと考えられる。あと、借地料の交渉等人間関係が面倒という点と、土地改良を行いつらいという点も購入を希望する理由として挙げている。

表3-17 G農家の農地集積

単位: a、年、円/a

年次	区分	面積	期間	小作料・地価	相手の状況その他
84	借入	30	10		0 2年間ヤミ小作(86購入分と合わせ270a)、 86年から正規貸借、離農給付金のため
86	購入	240		500,000	
86	購入	110		680,000	相手は買い換えて売却
89	借入	170	10	30,000	年金、同一集落
92	借入	190	3	30,000	花卉主体、労力不足で転作
92	借入	100	10	30,000	年金
92	購入	120		310,000	
93	借入	110	10	24,000	父死亡、2年間作業受託、離農給付金のため
96	借入	170	10	24,000	2兼で転作のみ、転作用に借り入れ
97	借入	700	10	34,000	年金、親戚が借り入れていた土地を引き継ぐ

(註1)聞き取り調査より作成

今後の意向は上のような理由から購入による拡大を基本方針にしている。同じ農事組合内の農家は経営主がほとんど 60 歳代で、後継者も少ないので、将来農地が市場に出てくると予測しており、その農地を購入したいとしている。

(2) 地域における賃貸借展開の要因

本項では事例農家の聞き取りを中心に、当麻町における水田農地移動の賃貸借展開の要因を析出する。

聞き取りから、農地移動形態は一般的に出し手側の意向が強く反映されて決定されていることが分かる。出し手側が農地を売却せずに貸し付ける理由として、以下の3点が確認された。

- ・安定収入があり、負債がなければ売却する必要がない
- ・小作料水準が高い
- ・(先祖代々の) 土地に対する愛着から売りたいくない

A、Bのように後継者が安定兼業を行っている農家は、兼業収入によって生計を立てることができるため無理な農業投資を抑えており、高齢引退の際にも負債がなく、緊急的に農地を売却する必要が生じない。また小作料水準の高さ、土地に対する愛着も出し手農家が売却ではなく貸付を選択する理由となる。このような農家が、安定兼業先を持ちそれで生計を維持できることに代表される典型的な安定土地持ち非農家層を形成していると考えられる。当麻町におけるこの安定土地持ち非農家層の広範な存在がまず第1の要因として挙げられる。

ところで、Bのように農地を売っても良いと考えている出し手も存在しているので、受け手側が購入を希望すれば売買移動成立の可能性はないとはいえない。受け手側が現在農地購入を希望しない理由としてC、D、E、Fの聞き取りから以下の4点が確認された。

- 農業の先行き不安
- 後継ぎがいらない

(c)過去の購入失敗（高地価時の購入）

(d)事故などで万一労働力が不足したときのリスク回避

(a)の理由は最近の米価引き下げ等、稲作収益性を低下させる近年の動向に起因しており、これを第2の要因に挙げることができる。(b)の理由は第2の要因にも起因しているが、これを地域の家族農業労働力の脆弱化として第3の要因とすることができる。(c)の理由は地価の下落期待に基づくものであって、第2の要因に起因している。(d)の理由は地域的な要因としてよりも農家の主体的な要因として捉えられるべきであろうが、農家の経営管理上のリスク回避行動として第4の要因として指摘する。

また一方Gのように、借入よりもむしろ購入したいという意向をもつ農家も存在する。その理由としては以下の2点を挙げている。

・小作料の高さ

・購入の方が人間関係がなくて気が楽

特に小作料の高さを一番の理由にあげており、小作料が地価に対して高い水準にある現在の状況では購入した方が有利と考えている。しかし受け手側の農家が購入を求めても、出し手側の農家に売却意向がない限り農地を購入することはできない。結局この点からも、地域の安定的な土地持ち非農家層の広範な存在が地域の賃貸借展開の大きな要因になっているといえる。

以上より、賃貸借展開の要因として、以下の4点が明らかとなった。

- ① 地域における安定土地持ち非農家層の広範な存在
- ② 米価引き下げ等稲作収益性を低下させる近年の動向
- ③ 地域の家族農業労働力の脆弱化
- ④ 農家の経営管理上のリスク回避行動

4. 総括と展望

農地移動の動向を規定する要因を把握する観点を整理し、本論文で行った検討の位置づけを行う。

まず、農地移動の動向を規定する要因を、客観的に把握される収益性、地価、小作料の3指標から導かれる受け手の経済合理性に求める観点がある。

2. ではこの観点に基づいて、稲作収益性、水田地価、小作料の3指標から受け手農家の規模拡大時における単位あたり平均稲作余剰を賃貸借の場合と売買の場合についてそれぞれ求め、比較を行った。その結果、92年（画期では第V期）までは賃貸借による拡大に有利性があることが示され、賃貸借展開をこの3

指標から導かれる受け手の経済合理性で説明することができた。しかし、93 年以降（第Ⅵ期）は、売買移動による拡大に有利性があり、この 3 指標から導かれる受け手の経済合理性から、賃貸借展開を説明することができない。

そのために、地域農業構造、地域農地市場の需給状況を把握する観点、さらには個々の農地移動の経緯を出し手側の立場、受け手側の立場からそれぞれ検討し、農地移動における受け手、出し手の具体的な行動論理を把握する観点から新たな要因の析出を試みる必要がある。

3. では 2. の結果を踏まえ、この観点に基づいて、具体的な事例地域としては当麻町を選定して分析を行った。その結果、①安定兼業先を持ちそれで生計を維持できることに代表される安定土地持ち非農家層が地域に広範に存在していることを農地移動の賃貸借展開の要因として出し手側の行動論理から 1 点指摘した。さらに加えて、②米価引き下げ等稲作収益性を低下させる近年の動向、③地域の家族農業労働力の脆弱化、④農家の経営管理上のリスク回避行動の 3 点を農地移動の賃貸借展開の要因として受け手側の行動論理から指摘した。

農地市場の動向を規定する要因を把握する観点として、まず客観的な収益性、地価、小作料の 3 指標から導かれる受け手の経済合理性の観点がある。その 3 指標で農地市場の動向が示されない場合、新たに追加すべき要因を析出するために地域農業構造、地域農地市場の需給状況を把握する観点、さらには個々の農地移動の経緯を出し手側の立場、受け手側の立場からそれぞれ検討し、農地移動における受け手、出し手の具体的な行動論理を把握する観点が必要であるといえる。

地域における課題として以下の 3 点が指摘できる。まず第 1 に、①の要因から事例地域では出し手農家のほとんどが農地を売却処分せず、貸し続ける構造になっている。これに対して購入を希望する受け手農家も存在することから、農地を売却しても良いと考える出し手農家との調整が必要である。第 2 に、この安定した賃貸借展開の構造においては、受け手農家の立場に立つと小作料の引き下げが急務である。受け手農家は現況を稲作収益性に見合った小作料水準であるとは考えてはいないが、指摘された要因によって農地を購入せずに借り入れている。これについては 99 年が標準小作料見直しの年にあたっており、農業委員会において標準小作料の大幅な引き下げが検討されているが、実際の小作料の分布状況から、小作料水準の引き下げに十分な効果を発揮するか明確ではない。第 3 に、今指摘した第 2 の課題にも関係するが、②の要因から、稲作収益性を上昇させる工夫を行うことである。例えば特別栽培米の作付など米の販売戦略によって商品価値を高める努力、共同化、法人化等によるさらなるコスト削減など各農家の対応が期待される。その点で事例地域において 98 年に大規模経営農家を中心に

12 戸の共同法人となった(有)当麻グリーンライフの今後の動向が注目される。

事例地域の今後の農地流動化の展望としては、あげられた要因、特に①の土地持ち非農家層の動向が大きく作用し、今後も安定した賃貸借が展開すると予想される。その点で上で指摘した農地購入希望農家と農地売却可能農家との調整、小作料水準の引き下げは急務であると考ええる。それを解決するための一つの方法として、土地持ち非農家の農地所有権を公正な収益地価で買い上げ、収益に見合った小作料で賃貸借を行う地方公共団体等による農地管理主体の設立を提起する。

(註)

(註 1)「経済合理性」の概念は、本論文では単年度の客観的な収益、地価、小作料によって算出された指標に基づく、結果的な経済合理性概念であることに注意。すなわち将来的な予測、期待を考慮したものではない。これを「経済合理性」と表現することについては異論もあろうが、その点は次の課題にしたい。

(註 2)91 年の米生産費調査において、①家族労働費の評価基準が「農村雇用賃金」から「農業労働評価賃金」に変更、②建物費、農機具費において償却材の固定資産に対する付加減価償却費の計上を中止、という大きな 2 つの改正があった。この結果 91 年の改正前生産費、改正後生産費を比較すると、①の改正は家族労働費を引き下げ、②の改正は建物費、農機具費を引き下げている。この効果は②の方が大きく、余剰、所得ともに改正によって引き上げられている。図にはそれを考慮した修正は加えられていないため、時系列で 91 年以前と 91 年以後を比較するときは注意が必要となる。

(註 3)標準小作料改訂は 71 年から 3 年刻みで全市町村一斉に行われてきた。図 2-4 では標準小作料改訂年より 1 年遅らせて○印を記している。それは多くの場合改訂年度に見直しが行われ、次の年度からその改訂された標準小作料が実際に使われるからである。なお、98 年の改訂より標準小作料の見直しは市町村毎の対応になり任意になった。

(註 4)第Ⅰ期、第Ⅱ期は大沼[7]の画期区分をそのまま引き継ぐものとし、74 年からを第Ⅲ期とした。

(註 5)註 2 も考慮すると実際の下落は表に現れているよりも大きいといえる。

(註 6)北海道農業会議「田畑売買価格等に関する調査結果」の北海道平均中田価格に、平均利子率として 6% を乗じて算出している。

(註 7)自作地と小作地の相対的な優劣関係についてのみ論じるときは、土地価格

利子、土地改良に関する負担、支払い小作料の3要素のみで優劣を判定することになるため、註2の米生産費調査改正の影響は生じない。

(註8)農地取得資金(利子率3.5%)の元利均等25年償却の場合の年返済元利合計利率は約6%となる。93年の基盤強化法によって認定農家は低利のスーパーL資金(利子率2.0%)が利用できるようになった。この場合の元利均等25年償却の場合の年返済元利合計利率は約5%となる。本稿では借入資金の年償還額を土地価格利子と考え、農地価格に92年以前は6%、93年以後は5%を乗じたものを土地価格利子とした。

(註9)本稿では米生産費調査の「作付値の実勢地代」を小作料として用いた。「小作地実勢地代」を小作料として用いる考えもあるが(盛田[11])、この値に異常値が出現することから取りやめることとした。

(註10)米生産費調査の「土地改良及び水利費」費目は土地改良区費(さらに維持負担金と償還金に区分)、水利組合費、揚水ポンプ組合費、その他の4要素で構成されている。大沼[7]は自作地購入後「土地改良及び水利費」全額を負担することになるとして検討しているが、本稿ではこのうち土地所有者の負担になるのは土地改良費の償還金区分だけと考え、これを「土地改良区特別賦課金」として負担させることにする。また土地改良に関わる費用としては「建物費」費目にも、用水路、暗きょ排水施設、コンクリート畦畔、客土の償却費が計上されている。これらを「土地改良設備費」として土地所有者の負担に計上する。

(註11)当麻町の農地移動は畑も含んでいることに注意。水田率が90%と農地の大半を占めているのでそれでも全体的な趨勢をみるのに影響はないと考える。

(註12)1995年の産業別15歳以上就業者数をみると(資料：北海道統計協会『北海道市町村要覧』)、総数4,404人のうち、農業が1,484人(33.7%)であり、サービス業の780人(17.7%)、製造業の589人(13.4%)、卸売・小売業・飲食店の588人(13.4%)を引き離していることから農業中心であるといえる。

(註13)北海道全体の専業農家率は96年で50%を超えている。

(註14)分析対象とする農地移動は農業委員会に届けがある農地法3条、基盤強化法の農地移動に限定し、いわゆるヤミ小作は分析対象としていない。なお分析対象とする農家も水田経営面積がある農家に限定している。

(註15)ここでの土地持ち非農家は厳密に定義すると「水田を所有しており、かつ経営水田面積のない農家」である。

(註16)ただし、2戸とも自家野菜を作る畑を少々所有している。

(註17)ここでは共同圃場(約11ha)を除く自己経営分の農地集積を示した。

引用・参考文献

- [1] 近藤巧『基本法農政下の日本稲作』、北海道大学図書刊行会、1998
- [2] 増田萬孝『現代農業政策論』、農林統計協会、1998
- [3] 亀井大「労働力流出と労働力対策」（農政史研究会編『戦後北海道農政史』第5章第三節）、農林漁村文化協会、1976
- [4] 今村奈良臣「土地問題の展開」（梶井功監修、全国農業協同組合中央会編『現代日本農業論』第5章）、筑波書房、1988
- [5] 生源寺真一『農地の経済分析』、農林統計協会、1990
- [6] 今村奈良臣「稲作の階層間格差－生産力視点から見た山形・庄内、新潟・蒲原、佐賀平坦の比較分析－」、『日本の農業』第62号、農政調査委員会、1968
- [7] 大沼盛男「北海道における農地価格と地代の存立構造」（花田仁伍編『現代農業と地代の存立構造』第5章）、九州大学出版会、1990
- [8] 盛田清秀「中規模水田地帯における農地流動機構の変化と流動システムの機能」、『北海道農業経済研究』第6巻第1・2号、1997
- [9] 盛田清秀『農地システムの構造と展開』、総合農業研究叢書第35号、農林水産省農業研究センター、1998
- [10] 東山寛『北海道稲作地帯における農地問題の発生機構に関する実証的研究』、北海道大学学位請求論文、1994
- [11] 吉川好文「地価動向と農地移動の現状」、『北海道農試農業経営研究』第69号、1995
- [12] 志賀永一「農地市場の動向と経営対応－個別経営の農地市場への関与性に着目して－」、『農業経営研究』第34巻第3号、1996
- [13] 井上裕之『農業市場構造の変化とその要因－北海道十勝畑作地帯を対象として－』、東畑四郎記念研究奨励事業報告第12集、農政調査委員会、1990
- [14] 谷本一志「北海道における農地問題」、北海道農業農村基本問題研究会報告、1997
- [15] 当麻町史編纂委員会『当麻町史』、当麻町、1975
- [16] 寺本千名夫「当麻町における農業経営構造の変化と転作対応」「当麻町の個別経営における転作対応の実態」、『水田農業地域における動態的生産構造分析報告書』、社団法人北海道地域農業研究所、1997

付記 本稿は、修士論文「農地移動における経済合理性と賃貸借展開の要因に関する研究」を要約したものである。